

代表者変更手続きに伴う重要事項確認書兼同意書

代表者変更を行おうとする組合員は、以下の項目を必ずご確認ください、十分理解された上でお手続きをお願い致します。

確認後、代表者変更をされる場合は、事項変更届と登記簿謄本に加え、下記署名欄に旧・新両代表者本人が自署された本書原本も添えてご提出願います。

①代表者として届け出が可能な方

代表者として届出が可能な方は、個人組合員の場合は「店主」、法人組合員の場合は「登記されている取締役」になります。

★登記簿謄本に記載されている取締役であれば、

必ずしも代表取締役ではなくても組合の代表者として届け出が可能です。

※ただし、執行役員の方は商法上の取締役ではないことから対象外です。

『執行役員』とは、一般的に特定の事業部門などの長として実際の業務執行に対する責任と権限を持つ幹部社員の方と解釈されています。

②東管共助会（遺族共助）弔慰金と代表者との関連について

東管共助会（遺族共助）とは、個人の場合は店主、法人の場合は組合へ届け出た代表者を会員としており、その会員の方がお亡くなりになった際にお見舞金として弔慰金100万円を、事業所へ給付する互助会制度です。なお、支給される弔慰金は会員の皆様からお預かりした負担金の中からお支払いしています。

③【重要】代表者変更を行う上での注意点

組合に代表者変更届を提出すると、会則により新代表者が自動的に東管共助会の新会員となります。弔慰金の支給は、組合へ登録された代表者が亡くなった場合を条件に支給される為、仮に旧代表者が亡くなっても既に共助会員から外れており弔慰金（100万円）は支給されません。

以上の制度上の理由から、法人の場合は、社長を譲った後でも、取締役として登記されていれば代表者として継続し、組合への代表者変更は行わないことも可能です。

◆上記の項目を理解・同意し、代表者を変更致します。

【署名欄】

記入年月日： 年 月 日

支 部	
商 号	
旧 代 表 者（自署）	
新 代 表 者（自署）	